

# 妊娠期の虐待不安に影響を及ぼす要因の検討

—ソーシャル・サポートを中心に—

教育心理学コース 渡 邊 茉奈美

Investigating the Factors Affecting Abuse Anxiety during the Pregnancy

—Focusing on Social Support—

Manami WATANABE

The purpose of this study was to investigate the following two questions about “abuse anxiety”, which is a new subcategory of parental anxiety; 1) Do pregnant mothers hold abuse anxiety? 2) What factors affect abuse anxiety held during pregnancy? For this study, I surveyed 183 pregnant mothers during pregnancy checkups at hospitals. To answer the first question, I calculated the percentage of participants who replied “agree” or “completely agree” to each of the abuse anxiety scale items. For example, about 22% mothers were afraid of being abusive, depending on the situation. Next, I examined what factors affect abuse anxiety by using multiple linear regression analysis. The result indicated that trait anxiety and parental help, which is a subcategory of parental social support, predicted abuse anxiety. In addition, pregnant mothers’ employment status was also predictable. Thus the results suggest that supporting mother-to-bes from outside the family and also providing them something to engage in, may be useful in order to reduce their abuse anxiety. Future research is needed to reveal how abuse anxiety develops within pregnant mothers and how it relates to their parenting.

## 目 次

1. 問題と目的
  - A. 「虐待不安」への着目
  - B. 妊婦への育児支援の必要性
  - C. 本研究の目的
2. 方法
  - A. 対象
  - B. 調査時期
  - C. 手続き
  - D. 質問紙
  - E. 倫理的配慮
3. 結果
  - A. 妊娠期の虐待不安の程度
  - B. 妊婦の抱く虐待不安の要因
4. 考察
  - A. 対象者の属性について
  - B. 妊婦の抱く虐待不安
  - C. 妊娠期に抱く虐待不安の背景にある要因
5. 総合考察
  - A. 妊娠期からの虐待予防への提言
  - B. 本研究の限界と今後の展望

## 1. 問題と目的

### A. 「虐待不安」への着目

現代は、不適切な親子関係の最たるかたちとしての子ども虐待が増加傾向にあり、平成25年度の児童相談所における相談対応件数は7万件を超え、それは前年度比110.6%にもなる<sup>1)</sup>。それに伴い「子ども虐待」はメディア等でも頻繁に取り上げられることが増え、社会全体が「子ども虐待」に敏感になっている。このような状況というのは、子ども虐待の一次予防として目標に掲げる「虐待の早期発見」を促進していると考えられている。しかし一方で、社会全体が「子ども虐待」に敏感になることにより、育児を行う母親にとっては監視されているかのような、育児のしにくい窮屈な環境になっているということも指摘されている<sup>2)</sup>。つまり、「社会全体での育児支援」と「社会全体での監視」が表裏一体となっているということである。実際、育児中の母親の間で「虐待不安」を訴える母親が増えている<sup>3)</sup>。「虐待不安」とは、「育児不安」の下位概念であり、「育児の中で感じられる不安のうち虐待に対する漠然とした不安や恐れを伴う状態」と定義される<sup>4)</sup>。具体的には、「自分も虐待しているのではないか」、「自

分も虐待してしまうのではないか」, 「自分も虐待していると思われるのではないか」といった不安を含む<sup>5)</sup>。このような不安は現代の育児環境特有のものであり<sup>6)</sup>, 母親の抱く不安を広く指す「育児不安」の下位概念でありながらも, それが社会の変化と共に生じているという点で育児不安とは発生機序を異にすると考えられる。「虐待不安」に関する研究はまだ緒に就いたばかりであると言えるが, それは後の不適切な養育を正にも負にも予測し得る両刃性があることや<sup>4)</sup>, また他の研究では母親の育児効力感や虐待傾向とネガティブな関連があることが示唆されているため<sup>5)</sup>, そのメカニズムに関してより詳細な検討が必要である。さらに虐待不安は, 母親の出産年齢や学歴, 収入など, いわゆる「虐待のリスク因子」と呼ばれるものにかかわらず存在する<sup>3)</sup>。従って, 虐待不安に着目することにより, これまで虐待予防のため用いられてきたリスクスクリーニング等では掘りきれなかった母親を拾い上げ, 「実は支援を必要としていたが見過ごされてきた母親」に対してもより適切な支援が可能となると考える。

## B. 妊婦への育児支援の必要性

妊娠期は, 身体的にはもちろんのこと, 心理的にも大きな変化を示す, 重要で困難な時期である<sup>7)</sup>。特に胎動が始まると, お腹の子どもについてのイメージが急速に発達し, 妊娠中期から妊娠後期にかけてその表象が明確に現れ始める<sup>8)9)</sup>。お腹の子どもに対する表象というのは, 世帯中に7歳未満の子どもが多くいる場合と現在の妊娠が計画されていなかった場合にネガティブなものとなることが示唆されており<sup>7)</sup>, 子どもに対し想いを巡らすゆとりが物理的にも精神的にもあるかどうかということが強く関連しているといえる。そしてこのように妊娠期に現れた表象は, 基本的には妊娠期と産後とで大きな変化を見せない安定したものであるとされている<sup>10)11)</sup>。ただ, ある研究において, その中でも妊娠期と産後とで表象に変化を見せる母親もいるということが確認されている<sup>11)</sup>。具体的には, 妊娠期には安定した表象を示していたにもかかわらず, 産後には不安定な表象を示した。しかしこのような母親は, 意外にも, 産後の母子の相互作用においては, 感性の高さや喜び情動の高さを示したことがわかっている。これらの知見から, 妊娠期は最も介入に適した時期であり, より早期からの臨床的支援が, 後の安定した親子関係の形成を支えるうえで, 非常に有効なものとなり得ることが示唆されている<sup>12)</sup>。

特に現在の日本で支援を必要とする子育て問題とし

て, 先述の通り子ども虐待の増加が挙げられる<sup>1)</sup>。「子ども虐待」に対する社会の目は先鋭化しており, それに伴って, 虐待の確信はないものの「疑い」の段階で児童相談所へ通告するといった事例も増えているため, 児童相談所における相談対応件数の中には“child abuse”としての「子ども虐待」には至らない段階のものも含まれていることは確かである。しかしそれでも尚, このような数字の変遷は「増加傾向」と言っても過言ではなく, さらにはこの数字に顕れていない, 暗数も多く存在することも忘れてはならない。このような状況の中で妊娠期からの支援の重要性が周知のものとなっており, 2014年秋に日本で開催された子ども虐待防止世界会議においてもそのサブテーマの一つとして「妊娠期からの親子支援」が掲げられるほどである。相馬(2011)<sup>13)</sup>は初産婦を対象とした質問紙調査によって, 胎児への愛着と規則的な食事や栄養の摂取, 睡眠時間の確保, 定期的な運動といった生活行動が関連していることを明らかにし, 妊娠期からの保健指導を含めた継続的な支援の必要性を示唆した。現実的にはわが国でも, 自治体による妊婦健診時の割引券の発行や, 妊娠期の母親教室の開催など, ハード面での支援のための制度が少しずつ整えられている。だがここで, 先述のように妊娠期の子どもについての表象を安定したものとさせ得るソフト面での支援もまた重要であり, 後の子ども虐待の未然予防をはじめとした育児の質の改善にとって有効となると考えられる。妊娠期の胎児に対する表象や育児に対する期待, 不安を, 少しでも前向きなものとするところこそが, 産後の育児の質を良質なものと高めるのであろう。従って, まずは具体的に妊娠期の母親がどのような精神的状態にあるのか, そしてその背景にはどのような状況があるのか, 的確に把握する必要がある。

本研究では, 特に近年新たに注目されている虐待不安に着目し, まだ実際の子どもと接していない, すなわち子どもからの影響を受けていない妊娠期において, どの程度虐待不安を抱くことがあるのかについて, まずは現状を把握する。妊娠期における虐待不安とは, まだ育児が始まっていない状況で抱かれるものであるため, 具体的には上記に挙げた例のうち, 「自分も虐待してしまうのではないか」といった今後の虐待可能性に関する不安を指す。まだ始まっていない育児についてこのような不安を抱く背景には, 解決すべき状況や環境があることも想定されるため, その背景にある要因も含めて明らかにし, 妊娠期からの虐待予防に新たな視点を提供する。

### C. 本研究の目的

以上のように、新たに生じつつある不安に着目し、妊娠期における虐待不安の程度や虐待不安を抱く背景にある要因を把握することによって、妊娠期からの支援に対し、母親の抱える不安をより現代に沿ったかたちで提示し、布石を投じることが可能となるのではなかろうか。

本研究では、質問紙調査を通して以下の2点を把握することを目的とする。

- ① 妊娠期において虐待不安を抱くことはあるのか。
- ② 妊娠期にも虐待不安を抱くことがあるとすれば、その要因は何なのか。

## 2. 方法

### A. 対象

関東近郊の婦人科または産婦人科7院で、妊婦健診のため来院した妊婦183名を対象とし質問紙調査を実施した。平均妊娠週数は16.57週、平均年齢は31.85歳 ( $SD=4.50$ ) であった。

### B. 調査時期

2013年3月から2014年12月に調査を実施した。

### C. 手続き

上記の通り、関東近郊の婦人科または産婦人科7院で、妊婦健診のため来院した妊婦を対象に質問紙調査を実施した。具体的には、質問紙配布の協力で承諾の得られた7院に、約10ヶ月間質問紙を設置し、その間に妊婦健診のため来院した妊婦に対し妊娠4-5ヶ月中に回答し提出するよう伝え上で配布するよう、各医院の医師または看護師に教示した。妊婦に対しては文書にて研究の目的等の説明を行った。質問紙の収集の際にはプライバシーの保護に配慮し、担当者である医師または看護師が質問紙の回答を見ることができないよう封筒に入れ、密封した状態で回収した。

### D. 質問紙

質問紙は、フェイスシート（年齢、妊娠週数、出産予定日、子どもの数、職業）と次の5種類の尺度から構成された。虐待不安に影響を及ぼす要因を検討するため、「虐待不安」に関する先行研究および「虐待不安」の上位概念と位置づけられる「育児不安」<sup>4)</sup>に関する先行研究を参考に、それぞれの変数との関連を検討することとした。

*Prenatal Attachment Inventory*<sup>14)</sup>：胎児に対する愛着の強さが虐待不安の低さと関連することが想定される。この尺度は全部で21項目あり、得点の高さが愛着の強さを示す。

*虐待可能性不安*<sup>5)</sup>（虐待不安尺度）：本研究では妊婦を対象としており、まだ育児が始まっていない状況であるため、虐待不安尺度のうち、今後の育児についての不安に該当する虐待可能性不安項目のみを使用した。これらは全部で4項目あり、得点の高さが虐待不安の高さを示す。本調査における信頼性係数は $\alpha=0.88$ だった。

*育児ソーシャル・サポート尺度*<sup>15)</sup>：ソーシャル・サポートの得られやすさが育児不安の低さと関連することが多くの研究で指摘されており<sup>16)17)</sup>、特に虐待の文脈においてはサポート資源の豊富さがその不安を低減させ、良質な育児を導くことは容易に予測できる。育児ソーシャル・サポート尺度は21項目から成り、得点の高さがソーシャル・サポートの豊富さを示す。下位尺度としては第I因子に精神的サポート、第II因子に育児ヘルプ、第III因子に居場所づくりが含まれる。本調査におけるそれぞれの信頼性係数は、第I因子が $\alpha=0.72$ 、第II因子が $\alpha=0.74$ 、第III因子が $\alpha=0.81$ だった。

*被養育経験項目*<sup>18)</sup>（潜在的児童虐待リスクスクリーニング尺度）：被養育経験の良質さが育児不安の低さと関連することが指摘されており<sup>16)</sup>、虐待不安についても同様のことが言えると考えられる。被養育経験項目は10項目から成り、得点の高さが被養育経験の良質さを示す。本調査における信頼性係数は $\alpha=0.92$ だった。

*特性不安*<sup>19)</sup>（STAI）：特性不安は、状態不安である虐待不安と強く関連があることが想定される。特性不安項目は20項目から成り、得点の高さが特性不安の高さを示す。本調査における信頼性係数は $\alpha=0.90$ だった。

統計的手続きにはIBM SPSS Statistics 19を用いた。

### E. 倫理的配慮

研究に関する全ての文書は、東京大学倫理専門委員の承認を得ている。質問紙配布時には上記の通り、妊婦に対しては文書にて十分に説明を行った。質問紙の収集時には第三者である各医院の医師または看護師が担当したため、プライバシーの保護に配慮し、担当者が質問紙の回答を見ることができないよう封筒に入れ、密封した状態で回収した。

### 3. 結果

表 1 に対象者の出産経験および職業を示した。

#### A. 妊娠期の虐待不安の程度

妊娠期に抱く虐待不安の程度を検討するため、本調査で使用した虐待可能性不安の 4 項目それぞれについて、「3. あてはまる」もしくは「4. 非常にあてはまる」を選択した妊婦の割合を算出した。その結果、表 2 の通りであった。最も多くの妊婦が 3 点または 4 点に付した項目で全体の 26.8%、最も少ない妊婦が 3 点または 4 点を付した項目で 6.6%と、項目によって回答に幅のある結果となった。

#### B. 妊婦の抱く虐待不安の要因

妊娠期に抱く虐待不安に影響を及ぼす要因を検討するため、虐待不安を従属変数とし、対象者の年齢、妊娠週数、出産経験、胎児への愛着、精神的サポート、育児ヘルプ、居場所づくり、被養育経験、特性不安を独立変数として重回帰分析（ステップワイズ法）を実施した（表 3）。その結果、虐待不安は、特性不安 ( $\beta = .287, p < .01$ ) および育児ヘルプ ( $\beta = -.253, p < .01$ ) と有意に関連することが明らかとなった。VIF はいずれも 1.128 であり、多重共線性が起こる可能性

は低いと判断された。

また、職業との関連に関しては、虐待不安の各項目と職業ごとのクロス集計、および職業ごとの評定平均値を算出した（表 4）。表 1 に示したように会社員が対象者全体の 55.7% と半数以上を占めており、項目ごとの 3 点または 4 点に占める割合もまた会社員が最も高くなることは当然であると言える。しかしその中でも特に項目 1 と 2 について 3 点を付した対象者、それから、項目 3 と 4 について 4 点を付した対象者は専業主婦の割合が高かったと言える。評定平均値については実際大きな差が見られないものの、全項目について自営業の得点が高かった。それに専業主婦の得点が続くといった結果であった。

### 4. 考察

#### A. 対象者の属性について

本調査に参加した妊婦は、約 6 割が初産婦、約 4 割が経産婦であった。現在の日本においては母親教室など妊娠期の支援が初産婦に偏りがちである。しかし虐待不安に関しては、育児経験の有無もまた影響を及ぼすと考え、特に出産経験を統制せずにサンプルを収集

		割合 (%)
出産経験	初産	62.3
	2 人目	32.8
	3 人目	3.8
	4 人目	1.1
職業	専業主婦	32.8
	パート・アルバイト	6.0
	自営業	1.1
	会社員	55.7
	その他	4.1

表 3 虐待不安に対する重回帰分析（ステップワイズ法）

	標準化偏回帰係数 ( $\beta$ )	P 値	VIF
対象者の年齢	— <sup>注1</sup>		
妊娠週数	—		
出産経験	—		
胎児への愛着	—		
精神的サポート	—		
育児ヘルプ	-.253	.001	1.128
居場所づくり	—		
被養育経験	—		
特性不安	.287	.002	1.128
調整済み	.184	<.001	

注 1：—はステップワイズ法によって、採択されなかった項目を表す。

表 2 虐待不安を抱く妊婦の割合

項目	割合 (%)
1. いずれ自分も子どもにひどく暴力をふるってしまうのではないかと思う	6.6
2. 虐待のニュース等を見ると、明日は我が身かと思う	13.6
3. 子どもに対してひどく手が出してしまったらどうしようと思う	26.8
4. 状況によっては、自分も虐待をするのではないかという危うさを感じる	22.4

表4 虐待不安各項目と職業のクロス集計結果（割合）および職業ごとの評定平均値

項目 <sup>注1</sup>	得点 <sup>注2</sup>	職業				
		専業主婦	パート・ アルバイト	自営業	会社員	その他
1	1	19.7%	3.3%	0.0%	33.3%	2.5%
	2	9.8%	2.7%	1.1%	19.1%	0.5%
	3	3.3%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%
	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	平均値	1.50	1.47	2.00	1.46	1.29
2	1	14.8%	2.7%	0.0%	27.3%	3.0%
	2	12.0%	2.7%	1.1%	21.3%	2.0%
	3	6.0%	0.5%	0.0%	6.6%	0.0%
	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
	平均値	1.73	1.67	2.00	1.65	1.21
3	1	13.1%	2.7%	0.0%	25.7%	1.5%
	2	9.3%	3.2%	1.1%	14.2%	2.0%
	3	7.1%	0.0%	0.0%	14.8%	0.5%
	4	3.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%
	平均値	2.02	1.55	2.00	1.84	1.71
4	1	14.2%	2.7%	0.0%	29.0%	3.0%
	2	10.9%	1.6%	0.5%	14.8%	2.0%
	3	6.6%	1.6%	0.5%	11.5%	0.5%
	4	1.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
	平均値	1.83	1.85	2.50	1.71	1.29

注1：項目番号は表2に対応。

注2：得点は1点が「全くあてはまらない」、2点が「あてはまらない」、3点が「あてはまる」、4点が「非常にあてはまる」である。

した。具体的には、初産婦の場合には確かに出産に向けて多くの不安を抱えていることが容易に想像できるが、それと同時に、産後の育児にまでは考えが及んでいない可能性が高い。もちろん、初産婦でもこれから始まる育児についてすでにたびたび考え、不安を抱く妊婦もいるだろうが、経産婦に比べれば、不安の質の違いがあると考えられる。それに対して経産婦の場合は上の子どもを育てた経験から、これから始まる育児の大変さや苦しさも知っていることが想像でき、それによってより具体的な不安が生じてくる中で虐待不安も高まると考えられる。Pajuloら（2006）<sup>7)</sup>もまた、子どもの多さが妊娠期の胎児に関する表象をネガティブなものとすることを示唆している。このような経産婦の虐待不安の高さを示し、経産婦への支援の必要性を明確なものとするため、本研究では初産婦も経産婦も含めた検討を行うこととした。

また、本調査に参加した妊婦は、約5割が会社員、

約3割が専業主婦であった。職業の形態というものまた、虐待不安には強く影響を及ぼすと考える。もしかすると会社員は、そもそもこの調査を行った時期にはまだ産休に入っておらず日中は働いており、育児について考える暇がなく、結果として虐待不安は抱かないかもしれない。一方、時間的に余裕があると思われがちな専業主婦は、密室で一日の大半を一緒に過ごし逃れることのできない育児について悩み、虐待不安を抱いているかもしれない。このように職業の違いに関する様々な可能性についても検討する必要があるだろう。

## B. 妊婦の抱く虐待不安

妊婦はこれから産まれてくる我が子に対し、どの程度虐待不安を抱いているのだろうか。本研究では表2に挙げた4つの虐待可能性不安に関わる項目を使用した。その結果、項目によってバラつきはあるものの、少なからず妊婦も虐待不安を抱えていることが明らか

となった。これら虐待不安の項目は、「虐待」や「暴力」といったインパクトの強いことばを用いており、社会的望ましさによる影響を受けることが考えられる。例えば、「自分が子どもに対して暴力をふるうかもしれない」と思っていると知られたら、自分はダメな母親だと思われるかもしれない」というように考え、それらの項目には低めに得点をつけるということである。その中でも表2に示したような結果となったことは、妊娠期から虐待不安を抱く母親がいるということが十分にあり得ると言っても過言ではないだろう。特に「3. 子どもに対してひどく手が出したらどうしようと思う」という項目には26.8%もの妊婦が「あてはまる」もしくは「非常にあてはまる」と回答した。この項目は他の項目と比べ、「虐待」や「暴力」といったインパクトが強いと思われることばを使用しておらず、社会的望ましさに影響されることなく素直に回答しやすかったのではなかろうか。また、「1. いずれ自分も子どもにひどく暴力をふるってしまうのではないかと思う」という項目には最も少なく、6.6%の妊婦が「あてはまる」もしくは「非常にあてはまる」と回答した。この項目への反応の低さから、もしかすると妊婦たちの抱く「子ども虐待」の定義に違いがあるのかもしれないと考える。すなわち、他の項目では「虐待」、「ひどく手が出る」ということばを用いており、そのことばから想像する「子ども虐待」の程度というのは回答者に委ねられている。それに対し「暴力」ということばを用いると途端にその破壊力が増すイメージがある。例えば「手を出す」というと、軽く頭をポンと叩くことや、お尻をペチンと叩くことも含まれるだろう。それが「暴力」となると、これらの行動というよりは、拳で強く不当な乱暴をふるうことを想像する。こうして、この「暴力」ということばを用いた項目である「1. いずれ自分も子どもにひどく暴力をふるってしまうのではないかと思う」については特に「あてはまる」もしくは「非常にあてはまる」と回答した妊婦が少なかったのではなかろうか。

以上のことから、妊娠期にも虐待不安を抱くことは多かれ少なかれあり得ると言え、その虐待不安は特に死につながり得るような“child abuse”というよりは、もう少しマイルドな“child maltreatment”に関する不安である可能性がある。ただし、本研究では特に「子ども虐待」の定義については明確に定めておらず、あくまでも回答者である妊婦の主観に委ねているため、これに関する議論や考察はここまでしかできない。現代の妊婦が「子ども虐待」をどのようなものとして捉え

ているのかについても検討を行う余地があるだろう。

### C. 妊娠中に抱く虐待不安の背景にある要因

では妊娠中に抱く虐待不安に影響を及ぼしていると考えられる要因は何だろうか。先行研究を参考に、関連があると予測される9つの変数を独立変数として、重回帰分析（ステップワイズ法）を行った。その結果、特性不安と、育児ソーシャル・サポートのサブカテゴリーのひとつである育児ヘルプのみが虐待可能性不安に影響を及ぼしているということがわかった。先述のように、出産経験については、経産婦の方が虐待不安を高く抱くことを予測していたが、有意とはならなかった。実際には、初産婦も経産婦も同等の虐待不安を抱いていたということである。ただ、本研究では、初産婦と経産婦それぞれについて、虐待不安を抱くメカニズムにまでは踏み込むことが出来ない。両者が同等の虐待不安を抱いていたとしても、その背後にある要因は異なっている可能性がある。具体的には先述のように、経産婦の場合には上の子の育児の経験から、育児は楽しいことばかりではなく、大変なこともあるということを経験し、それによって自分のネガティブな感情のコントロールを難しく感じているのかもしれない。それに対し初産婦は、経験等に裏付けされておらず、それこそメディア等を通して抱くようになった、もっと漠然とした虐待不安である可能性がある。このメカニズムについて今後はより詳細に検討する必要があるだろう。

また、育児ソーシャル・サポートについては、サブカテゴリーのいずれについても、高いほど虐待不安が低くなると仮定していたが、そのひとつである育児ヘルプのみが虐待不安を予測する結果となった。よって、それぞれのサブカテゴリーについて詳細に検討する。虐待不安とは有意な関連が見られなかった精神的サポートは、具体的には「その日の子どもの様子を夫婦で話し合うことができる」、「夫は妻をよく理解してくれている」、「子どもの心配事がある時に夫に相談できる」、「夫は妻の代わりに育児や家事ができる」、「私一人で子どもを育てている」の5項目から成り、家庭内でのサポート、主に夫からのサポートの有無を問う項目となっている。これらの項目について、虐待不安においては関連がないということは、家庭内（主に夫から）のサポートに関しては、良くも悪くも期待しておらず、影響を受けにくい可能性が示唆された。また、やはり虐待不安と有意な関連が見られなかった居場所づくりは、「同じ年ぐらいの子どもと遊ばせる機

会がない]、「同じ年ぐらいの子どもを持つ母親と話す機会がない]、「子育てのことを継続的に話せる機会がない]、「同世代の子どもを持つ家族とのつきあいがいい]、「子どもを預けたり預かたりする子育ての仲間が身近にいる]、「移動の手段が乏しく車がないと外出しにくい」の6項目から成り、子育ての中で生じてくる必要性に応じた環境が整っているかどうかを問う項目となっている。これらの項目については妊娠期にはまだ、いわゆる「ママ友」ももちろんできておらず、育児が始まってから整えられていく環境であると言える。従って妊娠期を対象とした本研究においては、居場所づくりが虐待不安に強い影響を及ぼさなかったのではなからうか。これらに対し虐待不安と有意な関連の見られた育児ヘルプは、「子どもの心配事がある時に相談できる人がいる]、「子育てをする中で感じたことを安心して話すことができる人がいる]、「歯医者や美容院などに行きたいとき、預かってくれる人がいる]、「短時間でも預かってくれる人が近くにいる]、「母乳育児や離乳食など、子育てについて話し合える人が身近にいる]、「育児の仕方を相談できる人(医師・保健婦などの専門家)がいる」の6項目から成り、家庭外での頼れる人が具体的に思い浮かんでいるかどうか、つまり、すでに頼れる人として認識している人がいるかどうかということを問う内容となっている。これらの項目は、家庭内に限らない(夫以外の)サポートに関するものであると言える。このように夫以外からのサポートが虐待不安に影響を及ぼすということは、もし例えば夫が仕事等で忙しく育児に協力できないような家庭の場合にも、それ以外のサポートを豊富に整えることさえ出来れば、虐待不安を低減させることが可能となるだろう。もちろん、虐待不安を低減することが必ずしも「善い」ことかどうかはわからないが、本研究では虐待不安の高低による帰結までは踏み込むことが出来ないため、今後の研究でそれを明らかにすることとする。

表3から、虐待不安と有意な関連の見られた変数として、特性不安も挙げられる。虐待不安とは先述の定義にもあるように、「育児の中で感じられる不安のうち虐待に対する漠然とした不安や恐れを伴う状態」、すなわち状態不安であると言える。従って、特性不安との関連が強く見られるということは当然の結果であろう。

続いて表4に示した、職業による虐待不安項目への回答の違いについて検討する。先述の通り、会社員が対象者全体の半数以上を占めているが、その中でも特に項目3と4について4点を付した対象者は専業主婦

の方がその割合が高かった。また、平均値を見ても、自営業、専業主婦の順で得点が高くなっている傾向がある。それに対し会社員というのは僅差ではあるものの、その平均値が低めであると言える。やはり、この時期には会社員というのはまだフルタイムで働いており、そもそも育児について考えている暇がなかったのかもしれない。あるいは、会社員は専業主婦に比べて家庭外に出ている分、ある意味、思考をリフレッシュできているとも考えられる。そうして質問紙に現れるほどの不安を抱いていないのかもしれない。そうだとすれば、仕事をしながら育児をするということもまた、不安を抱きやすい母親にとっては「良いいフレッシュの場」としての機能を果たしているのではなからうか。

## 5. 総合考察

### A. 妊娠期からの虐待予防への提言

本研究から、妊娠期にも虐待不安を抱く母親が少なからずいることが示唆された。まだ始まっていない育児について、不適切な育児をしてしまうかもしれないと不安になる状況というのは、母親の精神的健康にとっても好ましくない。その上、先行研究で示唆されているように<sup>45)</sup>、もしかすると妊娠期に抱く虐待不安によりネガティブな感情が生起し、それが産後の育児の質に善くない影響を及ぼしている可能性さえある。Theranら(2005)<sup>11)</sup>もまた、その研究において、子どもに関して妊娠期に安定した表象を抱いていた母親が、産後に不安定な表象を抱いていたとしても、産後の子どもとの関わりがポジティブであったことを示している。これらの知見からも、妊娠期に子どもや育児について抱く思いというのは、産後の育児に強く影響を及ぼすと考えられる。そこで本研究では特に妊娠期に抱く虐待不安について検討を行ったのだが、そこから興味深い結果が得られた。それは、この虐待不安と強く関連する要因が、育児ヘルプ、すなわち家庭内に限らない(夫以外の)サポートだったということである。虐待不安と関連の見られなかった被養育経験や、育児ソーシャル・サポートの中でも虐待不安と関連の見られなかった夫からのサポートというのは、出産を目前にして変えることのできない既存の育児環境である。それに対して、今回、虐待不安と関連の見られた、夫以外からのサポートというのは、妊娠期から産後にかけてでも確保することは十分に可能である。従って、妊娠期にどのような場所でこのようなサポートを受けられるのかといった情報や、妊娠期に他

の妊婦と交流する場などを提供することによって、虐待不安を低減することができるかもしれない。それに加えて、仕事に限らず、育児から少し離れて、リフレッシュできる場というのも求められるだろう。

以上のことから、本研究では、妊娠期からの支援において、妊婦に対し、家庭内にとどまらないサポートの提供や、没頭できるもののある場の提供こそが重要となってくるということが明らかとなった。

## B. 本研究の限界と今後の展望

これまでの考察を踏まえて本研究の限界を以下に4点挙げる。

ひとつが、「子ども虐待」の定義についてである。本研究では先述のように、特に「子ども虐待」の定義については明確に定めておらず、あくまでも回答者である妊婦の主観に委ねた。従って、「虐待」ということばから想像する行為が、死につながり得る“child abuse”を表すのか、もう少しマイルドな“child maltreatment”を表すのかということは回答者によって大きく異なる可能性がある。ではここで法律上はどのように定義されているのか、確認する。アメリカにおいては、虐待を身体的暴力・身体的並びに情緒的放置・情緒的虐待・性的虐待に分類し、Child Abuse Prevention and Treatment Act of 1974において、「児童虐待並びに放置とは、児童の健康や福祉が害されたり、もしくはおびやかされるような環境のもとで、児童の福祉に対し、責任を持つべき人による、18歳未満の年齢の児童の身体的もしくは精神的傷害、性的虐待、怠慢な取り扱い、もしくは不当な取り扱いを意味する。」と定義されている<sup>20)</sup>。我が国では、「児童虐待の防止等に関する法律」（2004年改正）において以下のように定義されている。

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号または次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠る

こと。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

子ども虐待については法律上、アメリカでも日本でも18歳未満に対する保護者による不適切な養育行動を指しており、身体的虐待・情緒的虐待・性的虐待・ネグレクトの4つに分類しているということがわかる。さらに詳しく検討すると、その行為に意図があったか否かについて言及する定義が考えられる<sup>21)</sup>。つまり、その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待とするのか、そうではなく、親がいくら一生懸命でも、その子をかわいいと思っただけでも、子ども側にとって有害な行為であれば虐待とするのかということである。ここで着目すべきは「虐待」ということばの使い方もかもしれない。「虐待」の訳語として上記で“abuse”を挙げたが、これには「誤用、濫用」という意味があり、腕力、知力、社会力、武力、権力を持つ者が、その力を誤用したために起きる事柄に関して使われる。従って、「むごい扱い」という意味の「虐待」という語には違和感があると示唆されている<sup>22)</sup>。そこで別の訳語として挙げた“child maltreatment”すなわち「不適切な養育」という語が採用されることが多くなっている。「虐待」ということばが加害者の行為をさすように受け取られがちであるのに対し、「不適切な養育」というのはその子どもにとって適切かどうか判断されることであり、子ども中心の見方がしやすい<sup>23)</sup>。また、「虐待」ということばは身体的虐待や性的虐待などのcommissionとしての虐待（積極的虐待）のイメージが強く、子どもにとって重要なomissionとしての虐待（ネグレクトやDVの目撃）が軽視されがちであるとも言われる<sup>24)</sup>。この「不適切な養育」については、厚生労働省児童家庭局による試作（1999）で「18歳未満の子どもに対する、大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ15歳以上）による、身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じている状態。」と定義されている<sup>25)</sup>。従って、「不適切な養育」ということばを



用いることにより、その行為に意図があったか否かというより、結果として子どもにとって不適切な影響を与えたかどうかということが注目されるようになった。これらのことから、本研究では対象者の主観に委ねて測定していた「子ども虐待」について、個人差が大きいことがやはり想定されるため、今後の研究においては、そもそも現代の人々が、“child abuse”および“child maltreatment”をどのように捉えているのか、どの程度重大なもの、残虐なものとしてとらえているのかということも含めた「虐待観」について同時に検討していく必要があるのではなからうか。この虐待観によってもまた、当然のことながら虐待不安が強く影響を受けている可能性は否めないだろう。

続いて、本研究の限界として、初産婦と経産婦それぞれの、虐待不安を抱くメカニズムにまでは踏み込むことが出来なかったということが挙げられる。先述のように、両者が同等の虐待不安を抱いていたとしても、その背後にある要因は異なっている可能性がある。例えば、経産婦の場合には上の子を育ててみて、育児をする中でネガティブな感情が生起する経験を何度もし、そんな自分のネガティブな感情のコントロールを難しく感じるようになったかもしれない。それだけでなく経産婦というのは物質的にもサポートの面でも限られた資源の中でさらに子どもが増えるということは、その分精神的負担も増えるだろうということが容易に想像できよう。そうした中で、ついつい自分の育児の中でそのストレスがネガティブなかたちで表出することがあるだろうということは、その状況にない第三者でも想像に難くない。そうすると、その当事者である経産婦は、今後の新たに始まる育児について、不適切になり得ることを不安になるのも当然かもしれない。それに対し初産婦は物質的にもサポートの面でも、経産婦に比べれば豊富である可能性が高い。しかし初産婦の場合には、そもそも育児の経験がないために、もっと漠然とした虐待不安である可能性がある。まだ始まってもない育児について、あれこれ考えた結果、もちろんポジティブな思いをめぐらすこともあろうが、それと同時にネガティブな思いをめぐらすことも否めないだろう。これらは本研究では明らかにすることのできなかった点であるため、今後、ひとりひとりの虐待不安を抱くメカニズムについて丁寧に明らかにする必要があるだろう。そうすることによって、妊婦の詳細なプロフィールに寄り添った、適切な支援の可能性が広がるだろう。

三つ目の本研究の限界として、虐待不安を抱くこと

がどのような帰結をもたらすのかについての検討をすることはできなかったことが挙げられる。一般的に、広く不安というものは低減することが「善い」と語られることが多い。しかし、虐待不安に関しては、低減することが必ずしも「善い」かどうかはわからない。自分が虐待しているかもしれない、これから虐待をするかもしれないと強く不安を抱くことにより、子どもに対して回避的な行動をとるようになってしまうかもしれないし、一方で、虐待不安を抱かないことはつまり、そもそも育児に対する関心のなさの現れである可能性もある。先行研究でも、虐待不安が正負両方に働き得ることが示唆されている<sup>4)</sup>。従って、虐待不安を抱くことが、実際の育児行動とどのように関連するのか、子どもとの関わりをどのように変化させ得るのか、明らかにする必要があると考える。

最後に、本研究の限界として、調査対象者の等質性ということが挙げられる。本調査に参加した妊婦というのは、定期的に妊婦健診のため通院しており、育児環境としても経済的にもある程度安定している可能性が高い。調査を実施した地域も限定されており、ここで協力してくれた妊婦が、一般的な母親の代表値とは言い切れない側面もある。本研究では虐待不安をあくまでもハイリスクであることに限らず生じるものとして扱ったが、一方で、実際にはハイリスクな環境にある母親がどの程度、どのように虐待不安を抱いているかに関しては本研究からは明らかにできない。虐待不安が広くハイリスクでない母親にも抱かれるものであるとしても、実際にはハイリスクな環境下にある母親とはその様相を異にしている可能性が否めない。ハイリスクな母親の場合には、もしかすると、自分の生存を保持することで精一杯で、子どもに対して資源を投資することが現実的に難しく、止むを得ずネグレクトなどの虐待に至ってしまう可能性を不安に思うかもしれない。もしくは望まない妊娠であった結果、そもそもお腹の中にいる子どもに対し無関心であったり、疎ましく思っており、不安などには到底至らないかもしれない。従って、もっと広範囲にわたって、様々な環境にある母親を対象に調査を行っていく必要はあるだろう。

今後の研究においては以上のことを明らかにし、虐待不安を抱く母親の実情に深く迫ることによって、子育て支援や虐待予防の現場に対し、より具体的に有用な示唆を提供することが期待される。

## 注

- 1) 厚生労働省 (2014). 児童相談所での児童虐待相談対応件数 厚生労働省 2014年8月4日 <<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000053235.pdf>> (2014年9月25日)
- 2) 大澤朋子 (2005). 今日の児童虐待対策の矛盾—「虐待不安」拡大の視点から— 社会福祉, 46, 67-80.
- 3) 田中千穂子 (2010). 「虐待不安」から見えるもの 都市問題, 101(2), 84-91.
- 4) 庄司一子 (2003). 子育て中の母親が抱く虐待不安 日本教育心理学会総会発表論文集, 45, 737.
- 5) 渡邊茉奈美 (投稿中). 「虐待不安」の構造—虐待不安尺度作成の試み— 子育て研究.
- 6) Choi, H., Yamashita, T., Wada, Y., Narumoto, J., Nanri, H., Fujimori, A., Yamamoto, H., Nishizawa, S., Masaki, D., & Fukui, K. (2010). Factors associated with postpartum depression and abusive behavior in mothers with infants. *Psychiatry and Clinical Neurosciences*, 64, 120-127.
- 7) Pajulo, M., Helenius, H., & Mayes, L. (2006). Prenatal views of baby and parenthood: Association with sociodemographic and pregnancy factors. *Infant Mental Health Journal*, 27(3), 229-250.
- 8) Stainton, M. C., (1990). Parents' awareness of their unborn infant in the third trimester. *Birth*, 17(2), 92-96.
- 9) Ammanti, M., Baumgartner, E., Candelori, C., Perucchini, P., Pola, M., Tambelli, R., & Zampino, F. (1992). Representations and narratives during pregnancy. *Infant Mental Health Journal*, 13(2), 167-182.
- 10) Benoit, D., Parker, K. C. H., & Zeanah, C. H. (1997). Mothers' representations of their infants assessed prenatally: Stability and association with infants' attachment classifications. *Journal of Child Psychology & Psychiatry*, 38(3), 307-313.
- 11) Theran, S. A., Levendosky, A. A., Bogat, A., & Huth-Bocks, A. C. (2005). Stability and change in mothers' internal representations of their infants over time. *Attachment & Human Development*, 7(3), 253-268.
- 12) 本島優子 (2007). 妊娠期における母親の子ども表象とその発達の規定因及び帰結に関する文献展望 京都大学大学院教育学研究科紀要, 53, 299-312.
- 13) 相馬深輝 (2011). 初妊婦の胎児への愛着と生活行動との関連 日本助産学会誌, 25(2), 201-214.
- 14) 辻野久美子・塚原正人・飯野英親・市原清志・村上京子 (2004). 児童虐待に対する短大・大学生の意識 小児保健研究, 63(6), 701-707.
- 15) 手島聖子・原口雅浩 (2003). 乳幼児健康診査を通じた育児支援: 育児ストレス尺度の開発 福岡県立大学看護学部紀要, 1, 15-27.
- 16) Arimoto, A. & Murashima, S. (2007). Child-rearing Anxiety and Its Correlates Among Japanese Mothers Screened at 18-Month Infant Health Checkups. *Public Health Nursing*, 24(2), 101-110.
- 17) 岡本絹子 (2003). 親子クラブに属する母親の育児状況と育児不安 川崎医療福祉学会誌, 13(2), 325-332.
- 18) 花田裕子・本田純久・小野ミツ (2006). 潜在的児童虐待リスクスクリーニング尺度作成についての検討 子どもの虐待とネグレクト, 8(2), 247-257.
- 19) 肥田野直・福原真知子・岩脇三良・曾我祥子・Spielberger, C. D. (2000). 新版STAIマニュアル 実教出版: 東京
- 20) 高玉和子 (1991). 児童虐待問題に関する一考察 (1) —虐待概念の定義— 駒沢女子短期大学研究紀要, 24, 21-27.
- 21) Knutson, J. F. (1995). Psychological characteristics of maltreated children: putative risk factors and consequences. *Annual Review of Psychology*, 46, 401-431.
- 22) 森田ゆり (2006). 新・子どもの虐待生きる力が侵されるとき 岩波ブックレット No.625
- 23) 渡邊茉奈美 (2011). 「育児不安」の再検討—子ども虐待予防への示唆— 東京大学大学院教育学研究科紀要, 51, 191-202.
- 24) 奥山真紀子 (2003). 攻撃性と脆弱性—不適切な養育をめぐる— 児童青年精神医学とその近接領域, 44(2), 62-66.
- 25) 花田裕子・永江誠治・山崎真紀子・大石和代 (2007). 児童虐待の歴史的背景と定義 保健学研究, 19(2), 1-6.

(指導教員 遠藤利彦教授)

## 付記

本研究は、発達科学研究教育センターからの助成を受けて実施したものの一部である。